

山梨県公報

第二千四百八十四号

平成二十七年

二月十二日

木曜日

目次

公告

○社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録……………七七

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(五件)……………七七

○土地改良区役員の退任……………八二

○換地処分の実施(二件)……………八二

その他

○裁決手続の開始(三件)……………八二

●社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次の者を登録特定行為事業者として登録したので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八の規定により公示する。

平成二十七年二月十二日

公 告

山梨県知事 横内正明

氏名又は名 称	住 所	事 業 所	登録年月日
名 称	所 在 地		
株式会社フ アミリー	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	ショートステ イフアミリー	平成二十六年 三月五日
あおぞら株 式会社	山梨県南アルプス 市山寺九百番地六	石和	平成二十六年 四月一日

あおぞら株 式会社	山梨県南アルプス 市山寺九百番地六	株式会社フ アミリー	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	ヨン	登録年月日	横内正明	山梨県知事
あおぞらヘル パーステーシ ョン	山梨県南アルプス 市飯野三千四百五 十六番地一	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	平成二十六年 三月五日	平成二十六年 三月五日		
あおぞら株 式会社	山梨県南アルプス 市山寺九百番地六	株式会社フ アミリー	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	ヨン	平成二十六年 四月一日		
あおぞらヘル パーステーシ ョン	山梨県南アルプス 市飯野三千四百五 十六番地一	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	平成二十六年 四月一日	平成二十六年 四月一日		

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県公報 第二千四百八十四号 平成二十七年二月十二日

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町黒桂字大瀬築野前六五四	望月憲芳、望月光子
南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の七一	荒居一之助
南巨摩郡早川町千須和字日形山九六五	水野忠文
南巨摩郡早川町早川字古次古一八八九の一	早川一誠
南巨摩郡早川町千須和字切川九五〇の一	長谷川隆正
南巨摩郡早川町千須和字日形山九六三、九六四	長谷川隆野
南巨摩郡早川町小繩字沢奥八四九	望月綾子
南巨摩郡早川町黒桂字大瀬築野前六四五	望月信雄

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鰯沢字鬼島五一九〇	依田増一
南巨摩郡富士川町鹿島字姥之沢六三六	保坂孝
南巨摩郡富士川町鹿島字姥之沢六五八	円應寺檀家総代 齋藤光
南巨摩郡富士川町鰯沢字鬼島五二〇五	依田和幸
南巨摩郡富士川町長知沢字寺沢五五六の一	依田和幸
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇四一の一、一〇四一の二	長田はな
南巨摩郡富士川町十谷字成沢一四二六の乙	樋口庄一郎
南巨摩郡富士川町柳川字打無八七二から八七四まで、八八三から八八五まで	依田文子
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三八七二の一	前嶋弥一
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸四〇一四の三まで、字青島一三九の一、一三九の二	深沢晴江
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字中島九八の一から九八の三	望月一

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鮎沢字南向六五九八、六六〇四	望月富春
南巨摩郡富士川町長知沢字日向二一七	樋口文子
南巨摩郡富士川町十谷字平ズイ三九二七、三九六六	川口誠
南巨摩郡富士川町鮎沢字林際四九二一六	深澤清
南巨摩郡富士川町鮎沢字林際四九二一六	山下富美男
南巨摩郡早川町千須和字切川九五一、九五一の乙	長谷川ヒロエ
南巨摩郡早川町小縄字沢奥八四六	秋山重雄
南巨摩郡早川町塙之上字中野一九〇九、字居平一〇四六、字奈き二二一一の内一	望月絢子
南巨摩郡早川町塙之上字火奈小一九八一、一九八二、字屋根下二四〇八	望月金藏
南巨摩郡早川町塙之上字御崎六三五	望月昭治
南巨摩郡早川町塙之上字川戸尻一九〇二の一	望月正秀
南巨摩郡早川町塙之上字居平一〇四七	塙之上負債整理組合
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法	
1 次の森林については、主伐は、択伐による。 富士川町（次の図に示す部分に限る。）	
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十六年十二月二十五日農林水産省告示第二千百七十六号	

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町新倉字外向一六九五	南巨摩郡早川町新倉字外向一六九五
南巨摩郡早川町千須和字切川九五一、九五一の乙	長谷川ヒロエ
南巨摩郡早川町塙之上字中野一九〇九、字居平一〇四六、字奈き二二一一の内一	望月絢子
南巨摩郡早川町塙之上字火奈小一九八一、一九八二、字屋根下二四〇八	望月金藏
南巨摩郡早川町塙之上字御崎六三五	望月昭治
南巨摩郡早川町塙之上字川戸尻一九〇二の一	望月正秀
南巨摩郡早川町塙之上字居平一〇四七	塙之上負債整理組合
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法	
1 次の森林については、主伐は、択伐による。 早川町（次の図に示す部分に限る。）	
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方 平成二十七年二月十二日	山梨県知事　横内正明

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年一月十三日農林水産省告示第五十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年二月十二日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 横内正明

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一九一

京島永安、笠井恒明

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一九三から一九六まで、一二〇三

京島永安

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一二二七の二

京島永安、斎藤一好

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一二三四、一二三五八

京島永安、京島喜市

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一二三八の二、一二三九

京島永安、笠井一正

南巨摩郡早川町葉袋字石塚一五五五

佐野五三

南巨摩郡早川町初鹿島字向山一七三五

松永米藏

南巨摩郡早川町笠走字深沢八八〇の三、八八一の三

上田五郎

南巨摩郡早川町葉袋字大平一九六三

水野忠文

南巨摩郡早川町雨畠字長畑三五三の一、三五三三の一

望月かつ江

南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八八六、塩之上字内
長坂一六五三、一六五四

南巨摩郡早川町雨畠字長畑三四六二の二

望月かめよ

南巨摩郡早川町小繩字中山八九六、八九八、八九九

望月トシコ

南巨摩郡早川町塩之上字神坂一六五八、一六九八

望月喬

南巨摩郡早川町葉袋字白狐一四八四

薬袋子安八幡社代表望月金蔵

南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二二八二の二

斎藤登

南巨摩郡早川町草塩字下霞八七二の一

小菅衛、佐野金三、佐野清、
佐野清八、佐野延雄、高橋万典、高橋通正、深沢一、深沢一良、深沢新一、深沢久光、
深沢正行、藤原正三、望月一精、望月栄、望月宗正、望月満智雄、望月義幸、渡辺幸來

二 保安林として指定された目的

三 変更後の指定施業要件

(一) 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

2 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

四 早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年一月十三日農林水産省告示第六十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年一月十二日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 横内正明

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知		平成二十七年二月十二日	
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方		山梨県知事 横内正明	
指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方	指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町十谷字下ぬるで一四二〇の内一	杉山憲司、望月善四郎	南巨摩郡富士川町十谷字下ぬるで一四二一	杉山憲司
南巨摩郡富士川町鹿島字戸板柿平一一〇〇、一一〇四の一、一一〇四の一、一一一四の一、十谷字トコロト三五三六、字笛戸三五五九の一	望月昭二	南巨摩郡富士川町十谷字成沢一四九三の二	依田嘉門、望月忠義
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の三	堀口明雄	南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の二、九の一〇	依田與
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の五	望月一	南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の六	堀口新通
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の七	小林愛子、東西産業株式会社	南巨摩郡富士川町十谷字蟹谷沢三〇七〇、三〇八九	堀口早治

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による
富士川町（次の図に示す部分）限る。)

富一川町（この町に云て吾分に附る）
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年一月十三日農林水産省告示第六十二号

● 土地改良区役員の退任
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があつた。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
理事	宮島 雅展	甲府市寿町二〇番五号	平成二十七年二月一日

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年二月十二日

一起業者の名称

国土交通大臣

山梨県収用委員会

二 事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福士字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表のとおり

裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年二月四日

裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年二月四日

裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年二月四日

● 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営畠地帯総合整備事業（笛吹川左岸地区八代北工区）の換地処分を平成二十七年二月四日実施した。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横内正明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畠地帯総合整備事業（笛吹川左岸地区南野呂第二十一工区）の換地処分を平成二十七年二月四日実施した。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横内正明

(別表1)

(別表2)

競売手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関する所 有権以外の権利 を有する関係人	備考
所在	地番	地目	地積(m ²)	収用しよ うとする 土地の面 積(m ²)	使用しよ うとする 土地の面 積(m ²)	氏名及び住所	氏名及 び住所		
山梨県南巨摩郡身延町帶金字天神蔓	4289番	原野	462	843.78	439.40	鈴木元吉 ただし、山梨県南巨摩郡身延町帶金字天神蔓4289番の登記事項証明書上の氏名は鈴木元吉。 ただし、同人は昭和48年5月23日死亡。 法定相続人は次のとおり。	鈴木元吉 兵庫県神戸市垂水区塩屋台2丁目8番 20号	鈴木元吉	
持分360分の13		速水みゆき		持分360分の13	持分360分の13	鈴木誠	東京都中野区新井4丁目17番3号 10-1101号	鈴木誠	
持分360分の13		鈴木智		持分360分の13	持分360分の13	鈴木光代	東京都中野区白鷺2丁目19番7号 10号	鈴木光代	
持分360分の13		鈴木良則		持分360分の13	持分360分の13	鈴木博子	東京都中野区新井4丁目17番3号 1号	鈴木良則	
持分360分の13		鈴木広行		持分360分の13	持分360分の13	鈴木あき	東京都中野区新井4丁目17番3号 1号	鈴木広行	
持分120分の13		鈴木あき		持分120分の13	持分120分の13	鈴木あき	埼玉県さいたま市桜区栄和5丁目4番 12号ハイツ河野101号	鈴木あき	
持分360分の13		鈴木一吉		持分360分の13	持分360分の13	鈴木広道	東京都新宿区中落合4丁目26番 16号桂荘11	鈴木一吉	
持分360分の13		鈴木美恵子		持分360分の13	持分360分の13	鈴木美恵子	埼玉県上尾市大字堤崎33番地6 111番地2エターナル片町403	鈴木美恵子	
持分30分の2		山崎清美		持分30分の2	持分30分の2	山崎清美	東京都渋谷区西原3丁目49番19号 パークフロント大山101	山崎清美	
持分60分の13		赤池英輝		持分60分の13	持分60分の13	赤池英輝	静岡県富士宮市栗倉1410番地の5	赤池英輝	

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年二月十二日

山梨県収用委員会

一起業者の名称

国土交通大臣

事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福士字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

四 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十七年二月四日

(別表)

裁決手続開始を決定した土地					土地 所有 者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	備考
所 在 地 番	地 目	地 積 (m ²)	収用しようとする 土地の面積 (m ²)	氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類	
山梨県 南巨摩郡 身延町 一色 字和田	5 3 8 4 番	山林 雜種地	69 100.92 100.16	持分 6 8 0 0 分の 1 7 神 た み 子 東京都板橋区上板橋二丁目4 4番1 - 4 0 4号 ただし、登記事項証明書上の住所は 東京都板橋区板橋二丁目4 4番地1 - 4 0 4号 持分 1 6 0 0 分の 1 内 藤 善 一 住所不明	笠 井 百 枝 東京都中野区上鷺宮5 丁目2 1番3 7号 ただし、登記事項証明書上の住所は 東京都中野区上鷺宮五丁目2 1番3 7号 持分 6 8 0 0 分の 1 7 神 た み 子 東京都板橋区上板橋二丁目4 4番1 - 4 0 4号 ただし、登記事項証明書上の住所は 東京都板橋区板橋二丁目4 4番地1 - 4 0 4号 持分 1 6 0 0 分の 1 内 藤 善 一 住所不明	收用しようとする土地 とすする土地 は別図のと おり (別図略)	
持分 2 0 5 6 3 2 0 0 分の 2 0 4 4 7 5 3 2	国 土 交 通 省 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号						

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年二月十二日

山梨県収用委員会

一起業者の名称

中日本高速道路株式会社

事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（六郷インターチェンジ（仮称）から増穂インターチェンジまで）

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表のとおり

裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年二月四日

(別表)

発行者
山梨県
甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番